

改正民法等とクラウドサービス

虎ノ門南法律事務所
弁護士 上沼 紫野
2018.7.25

A 民法

1. 民法改正の概要

(1) 制定過程

(2) 当事者の意思の重視

(3) 具体例に基づく検討

(4) 主要な改正点

2. クラウドサービスに関する改正

(1) 利用規約・ライセンス契約(定型約款)

(2) システム開発(請負)

B 関係法令改正

1. 著作権法改正

2. 不正競争防止法改正

1. 民法改正の概要

- (1) 制定過程
- (2) 当事者の意思の重視
- (3) 具体例に基づく検討
- (4) 主要な改正点

2. クラウドサービスに関する改正

- (1) 利用規約・ライセンス契約(定型約款)
- (2) システム開発(請負)

2015年3月31日 閣議決定・法案提出

2017年5月26日 成立

2017年6月2日 公布

2020年4月1日施行

ただし 以下の例外

① 定型約款

施行日前に締結された契約にも改正後の民法が適用

施行日前に反対の意思表示をすれば、改正民法は適用されない

(反対の意思表示の適用は施行後)

② 公証人による保証意思の確認は施行日前でも可能

全体的な方針

当事者の意思の重視

条文上の文言の例

- ・履行不能(不能の判断基準)(改412の2)
 - ・債務不履行による損害賠償(債務者の帰責事由)(改415)
- 「**契約**・・・及び取引上の社会通念に照らして」

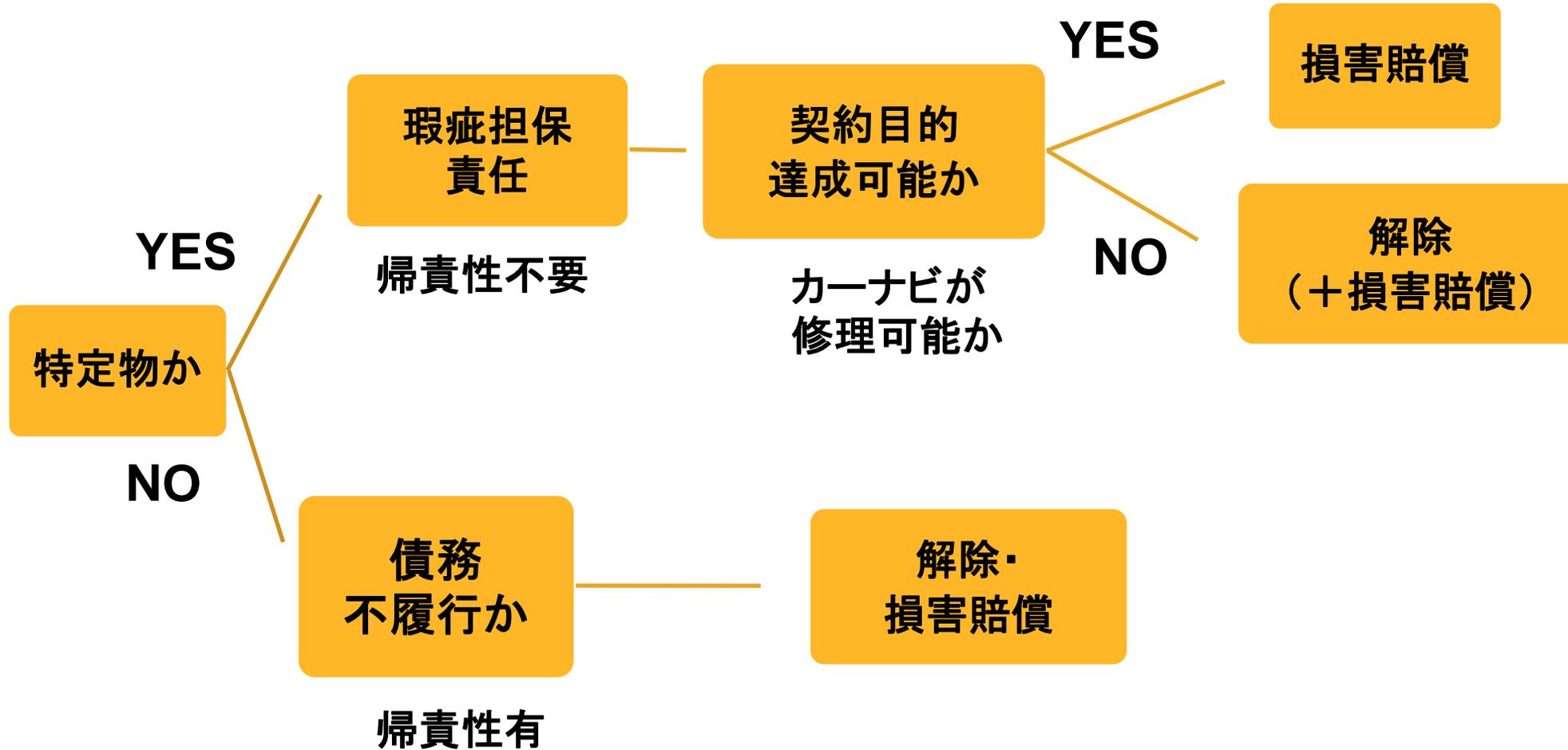
- ・解除(解除できないような軽微な不履行か否か)(改541)
- 「当該**契約**及び取引上の社会通念に照らし」

- ・瑕疵担保(改562)
- 「**契約の内容**に適合しない」(「瑕疵」という語がなくなる)

分かりやすく売買契約を例にして…

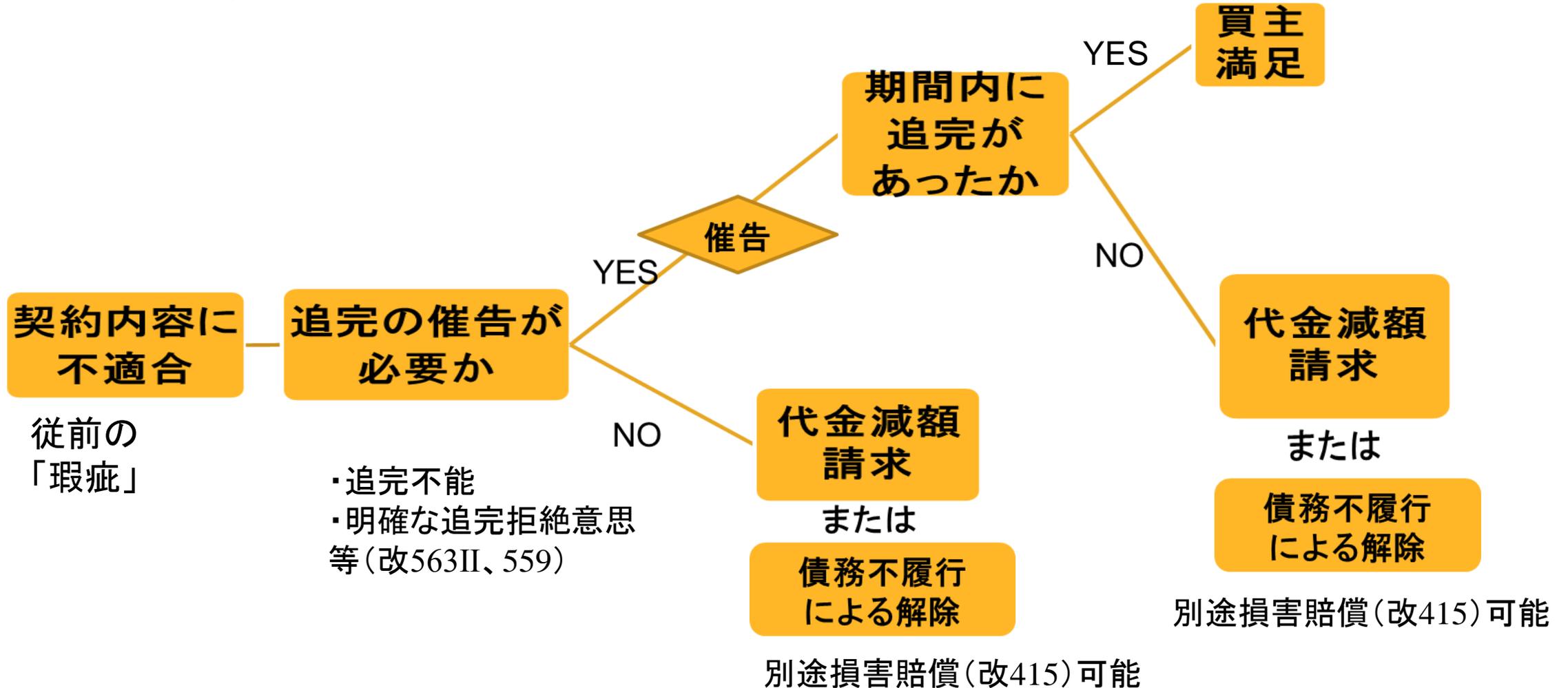


現行法における買主の救済手段



(2) 具体例に基づく検討

改正民法下での買主の救済手段(追完請求)



- **定型約款**
- **消滅時効**
 - **瑕疵担保期間と関係する**
- **法定利率**
 - **法定利率5%の改正、商事法定利率の削除**
 - **→ 当面3%(3年毎に見直し)**
- **個人保証**
 - **個人保証手続きの厳格化**
 - 全ての個人根保証に極度額の設定必要
 - 事業借入の個人保証は原則として公正証書による意思確認必要(経営者保証は例外)
 - 保証人への情報提供義務

(1) 利用規約・ライセンス契約(定型約款)

(2) システム開発(請負)

cf. 時効

改548の2

① 定型約款の要件

- ① 不特定多数の者を相手方とする取引で
- ② 画一的な内容であることが双方にとり合理的
- ③ 契約の内容とすることを目的として特定の者により準備された条項の総体

cf. 一般的な「約款」よりは狭い定義(①かつ②である取引を「定型取引」という

② 具体例

- パッケージ型ソフトウェアの購入・ライセンス、インターネットを經由した取引等は 定型約款
→ ウェブサービスの利用規約等
- 定義上は、BtoCのみならず、BtoBも含まれる
cf. 一方の当事者が用意した契約書のひな形や、一方の交渉力が強く、事実上契約条項の修正に応じない場合は、該当しない

③ みなし合意

→ 約款は必ずしも全ての条項を了解して契約に入るとは限らないが…
確認していない契約条項も合意したとみなして、拘束力を生じさせる

以下のいずれかの場合、**みなし合意**がみとめられる

① 定型約款を契約の内容とする旨の合意をした場合(改548の11①)

or

② 定型約款準備者が、あらかじめ定型約款を**契約の内容**とする旨を相手方に**表示**していた場合(改548の11I②)

ex. 「本契約には、契約締結時点の利用規約「〇〇」が適用されます」

→ 個別に合意をしている条項は、定型約款でなくても拘束力がある

④ 内容表示(開示)

定型取引**合意前**または**合意後相当期間内**に、請求あれば遅滞ない開示を要する
(改548の3 I)

→ 相当期間を経過した後は、開示義務なし

Point

★ 合意前の開示請求

→ 応じないと、みなし合意不成立(拘束力なし)(改548の3 II)

BUT

合意後相当期間内の開示請求

→ (開示に)応じなくても、みなし合意は否定されない
(債務不履行責任は問われ得る)

⑤ 不当条項規制

不当条項は、合意しなかったものとみなされる

不当条項とは下記の両方の要件を満たすもの

- 相手方の**権利を制限**又は**義務を加重**かつ
- (定型取引の態様・実情並びに取引上の社会通念に照らし、)**信義則に反して相手方の利益を一方的に害する**

契約条項を確認できていない以上、不当な条項まで合意したとみなすのは不当

Cf (参考)消費者契約法10条(文言としては似ているが・・・)

消費者契約法10条は、条項の内容面での不当性の問題

定型約款不当条項は、内容のみならず、契約締結過程を含む取引行為のプロセスをも考慮する。

⑥ 変更

原則: 変更には、相手方の同意を要する

以下のいずれかの場合、相手の個別の同意なくとも定型約款は**変更可能**(改548の2 I)

① 変更が**相手方の一般の利益に適合**

or

② 変更が**契約の目的に反せず**、変更が**合理的**

合理性の判断要素

- 変更の必要性
- 変更後の内容の相当性
- 定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容
- その他の変更に係る事情

相手方に解除権を与えるなどの措置が講じられているか否か等の事情のほか、個別の同意を得ることの困難性などが考慮される

⑦ 変更の方法

- ・効力発生時期を定める
- ・適切な方法で以下の内容を周知
 - ✓ 定款を変更する旨
 - ✓ 変更後の定型約款の内容
 - ✓ 効力発生時期
- ・相手方当事者への配慮

解除権などの付与

ex. 条項例

ユーザーは、本規約の変更に同意できない場合、本規約の変更の効力が生じるまでは、本契約を終了することができます。ただし、ユーザーが、本規約の変更後、本サービスを利用した場合には、かかる変更に同意したものとみなされます。

⑧ 経過措置

施行日前でも、定型約款を内容とする定型契約が締結された場合、定型約款が適用
(附則33条1項)

意思表示は2018年4月1日から可能

→ 定型約款によるサービスの既存の利用者も改正民法の施行により、既存の定型約款
に明確に拘束される

→ 異議のある当事者は、施行日前に書面にて、みなし合意の規定を適用することに反
対する旨表示する必要がある

(とはいえ、現行民法において生じていた規定の効力が妨げられることはない)

→ 本当に書面が出てきた場合は???

請負に関する主な改正

A 瑕疵担保責任にかかる改正

cf. 基本となる売買と同じ

① 瑕疵修補

①' 時効

② 損害賠償

③ 解除等

B 未完成時の報酬請求権の明文化

A 瑕疵担保責任にかかる改正
現行)

修補(634 I)

損害賠償(634 II)、解除(635)

→ 改正法)

請負特有の瑕疵修補の規定はなくなり、売買と同様に
「契約の内容に適合しないもの」(瑕疵)に対して

➤ 追完請求(改562、559)

(追加できない場合の「代金減額」(改563、559))

+

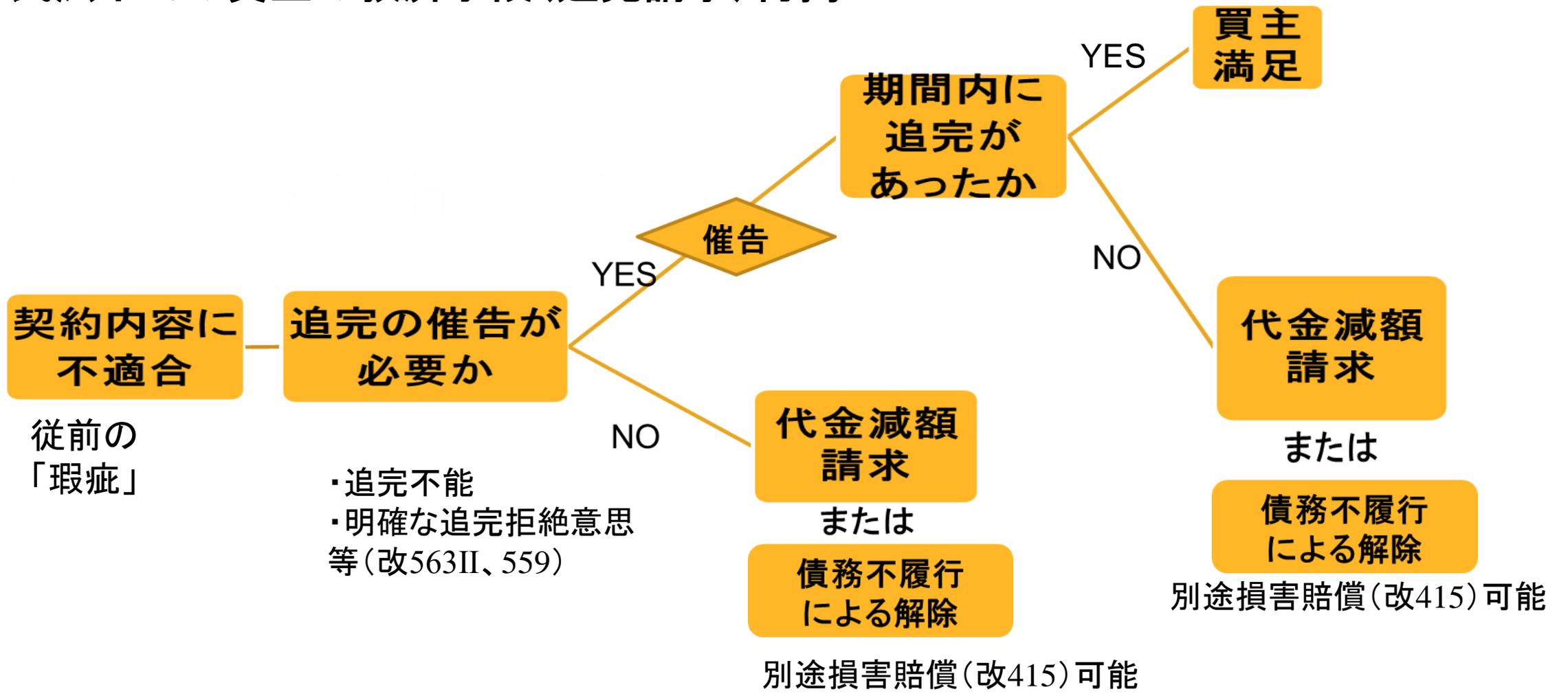
➤ 一般的な債務不履行責任としての

損害賠償(改415)、解除(改541、改542)

瑕疵担保責任にかかる改正(修補)

	現行民法 (請負特殊規定)	改正民法 (売買契約(原則)と同じに)
修補対象	「瑕疵」	「 <u>契約の内容に適合しないもの</u> 」
請求できる こと	・修補	注文主の選択による <u>追完請求</u> (以下のいずれか) <ul style="list-style-type: none"> ・修補 ・代替物引渡し ・不足分引渡し (注文主に不相当な負担を課さない場合は、請負人が選択できる) 追完されない場合、 <u>代金減額</u>
修補(追完) 請求できない 場合	瑕疵が重要でなく、 修補に過分の費用 を要する場合 (634 I ただし書)	追完不能な場合のみ(<u>現行民法左記削除(※)</u>) (この場合、代金減額となりえる)。 不能か否かは、契約や取引上の社会 通念に照らして判断(cf.改412の2))
期間制限	引渡しから1年	契約不適合を <u>知った時から1年</u> (いつまでも知らずにいても、引渡しから10年)

改正民法下での買主の救済手段(追完請求)再掲



瑕疵修補の期間制限

現行： 引渡から1年

改正： 契約不適合を**知ってから1年**

ずっと知らない場合は？

→ 消滅時効： 10年

消滅時効

現行:10年 商事時効:5年 その他短期消滅時効

改正:ルールを統一

- (1) 債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しないとき。<主観的起算点(改166I①)>
- (2) 権利を行使することができる時から10年間行使しないとき。<客観的起算点(改166I②)>

- 現行5年とする商事消滅時効(商法522条)削除

追完責任

契約不適合であることを知らなければ引渡から10年

↓

請負の場合の責任は、現行の1年から10年に延長

→ 契約で適切な期間に制限することが重要

② 損害賠償責任

現行) 瑕疵担保責任に基づく損害賠償請求(634 II)
請負の特則

改正法) 一般の債務不履行に基づく損害賠償(改415)

ただし 債務者に帰責事由がない場合、免責

帰責事由とは・・・「契約・・・及び取引上の社会通念に照らして」判断される

帰責事由 と 故意・過失は イコールではない

② 損害賠償責任の期間

現行) 瑕疵に基づく損害賠償(634 II)

瑕疵の修補に代えて損害賠償(修補費用): 除斥期間1年(637)

瑕疵の修補と共に損害賠償 : 商事消滅時効5年?(商522)

改正) 不適合を知った時から1年

(気付かなければ10年(ただし、隠れた瑕疵。隠れていない瑕疵は5年))

追完と同様: 損害賠償請求権の期間制限の必要性

cf. 解除権の行使も同様に期間制限をすべきか

② 損害賠償条項例

経産省モデル契約書<第1版>

第53条 (損害賠償)

甲及び乙は、本契約及び個別契約の履行に関し、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、相手方に対して、(〇〇〇の損害に限り)損害賠償を請求することができる。但し、この請求は、当該損害の発生を納品物の検収完了日又は業務の終了確認日の当時知り得たか否かにかかわらず、当該損害賠償の請求原因となる当該個別契約に定める納品物の検収完了日又は業務の終了確認日から〇ヶ月間が経過した後は行うことができない。

③ 解除(債務不履行)

現行民法		改正民法
仕事完成前	履行遅滞等の解除権(541) 帰責事由は必要と考えられていた(帰責事由がない場合は、危険負担(536)の問題)	【仕事の完成前後を問わず】 • 催告解除。 • <u>ただし書追加</u> 「ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。」 <u>軽微な不履行は解除できない</u> (不履行が軽微でなければ、解除可能(改541))
仕事完成後	目的物に瑕疵があり <u>目的が達成できない場合に限り、解除可能(635)</u>	仕事完成後に瑕疵が見つかった場合、契約の <u>目的達成できても、不履行が軽微でなければ解除されてしまう</u> (635の削除) • 解除に、 <u>帰責事由は不要</u>

注)641 注文者による完成前の任意解除条項は存続

債務不履行解除に帰責性は不要

反対債務の履行からの解除

→ 解除されると一部報酬請求の話となる

④ 一部報酬請求

改634 仕事完成前の解除の場合

可分 かつ 注文者に利益が発生している部分につき
完成しているものとして
注文者が受ける利益の割合に応じた報酬を請求

注意) 注文者が受ける利益(注文者が現に利用している場合)を前提
そうでない場合、費用が発生していても報酬としては請求できない

- 1 平成30年著作権法改正
権利制限規定の拡張 平成31年1月1日施行
- 2 不正競争防止法改正
データ取引

H30 改正 抽象的な権利制限規定

(1) 検討方法(アンケート実施)

平成29年2月「著作権法における権利制限規定の柔軟性が及ぼす効果と影響等に関する調査研究」

リスク回避傾向 Q 合法であるとの評価がどの程度なら新事業を実施するか

【企業】



【利用者団体】



(2) アンケート調査の結果

* 権利制限の規定ぶりに応じた事業展開のしやすさ

問：貴社(又は貴団体)は、著作権者の許諾なしに他人の著作物を適法に使用できる範囲を法律で定める仕組みとして以下のようなものがあるとした場合に、それぞれの仕組みについて、実際の事業展開は現在と比べてどの程度しやすくなると思いますか。

- ① 適法となるサービスの類型や条件を具体的に示す方法
- ② 適法となるサービスの類型や条件を具体的に示すとともに、それ以外でもこれと同等のものであれば適法となるようにする方法
- ③ 適法となるサービスの類型や条件を一定程度抽象的に示す方法
- ④ 適法となるサービスの類型や条件を具体的に示さず、判断要素とともに抽象的に示す方法

【企業】

【利用者団体】

	【企業】					【利用者団体】				
	非常にしやすくなると思う	ややしやすくなると思う	どちらともいえない	あまりしやすくなると思わない	全くしやすくなると思わない	非常にしやすくなると思う	ややしやすくなると思う	どちらともいえない	あまりしやすくなると思わない	全くしやすくなると思わない
①	22.5	42.2	28.0	6.1	0.2	40.5	40.2	15.0	3.6	0.5
②	18.3	50.3	25.9	5.1	0.4	30.1	42.0	21.9	5.6	0.2
③	5.1	27.7	44.5	19.8	3.0	12.2	22.1	37.3	22.6	5.8
④	3.2	13.8	40.6	27.7	14.7	6.8	12.6	36.7	29.8	14.2

アメリカ型フェアユースは望まれていない？

(2) アンケート調査の結果

* 柔軟性のある規定を導入することの効果

問： 著作者の許諾なしに他人が著作物を適法に使用できるどうか、裁判所の判断の蓄積等により明らかになっていく仕組みを導入することの効果として、例えば次のようなものが指摘されています。貴社はこれらの指摘はどの程度妥当だと思いますか。

- ① 法律の柔軟な解釈・適用が可能となり、裁判等を通じて著作権の保護の範囲を、時代の変化に対応させやすくなる
- ② 訴訟を試してみるまで著作権侵害になる場合とならない場合の区別が難しくなり、利用が委縮してしまう
- ③ 新しいビジネスを開拓しやすくなる
- ④ 訴訟が増え、それが著作者や著作物の利用者にとって負担になる
- ⑤ 裁判所がルールを決めた方が、国会や政府でルールを決めるよりも公正な判断が期待できる
- ⑥ 故意・過失による、著作権侵害が増える



新しいビジネスが開拓しやすくなると思っていない？ 裁判所はあまり信頼されていない？

(2)アンケート調査の結果

権利者は権利侵害が増えると思っている？

* 柔軟性のある規定を導入することの効果

問： 著作者の許諾なしに他人が著作物を適法に使用できるどうか、裁判所の判断の蓄積等により明らかになっていく仕組みを導入することの効果として、例えば次のようなものが指摘されています。貴社はこれらの指摘はどの程度妥当だと思いますか。

- ① 法律の柔軟な解釈・適用が可能となり、裁判等を通じて著作権の保護の範囲を、時代の変化に対応させやすくなる
- ② 訴訟をしてみるまで著作権侵害になる場合とならない場合の区別が難しくなり、利用が委縮してしまう
- ③ 新しいビジネスを開拓しやすくなる
- ④ 訴訟が増え、それが著作権者や著作物の利用者にとって負担になる
- ⑤ 裁判所がルールを決めた方が、国会や政府でルールを決めるよりも公正な判断が期待できる
- ⑥ 故意・過失による、著作権侵害が増える

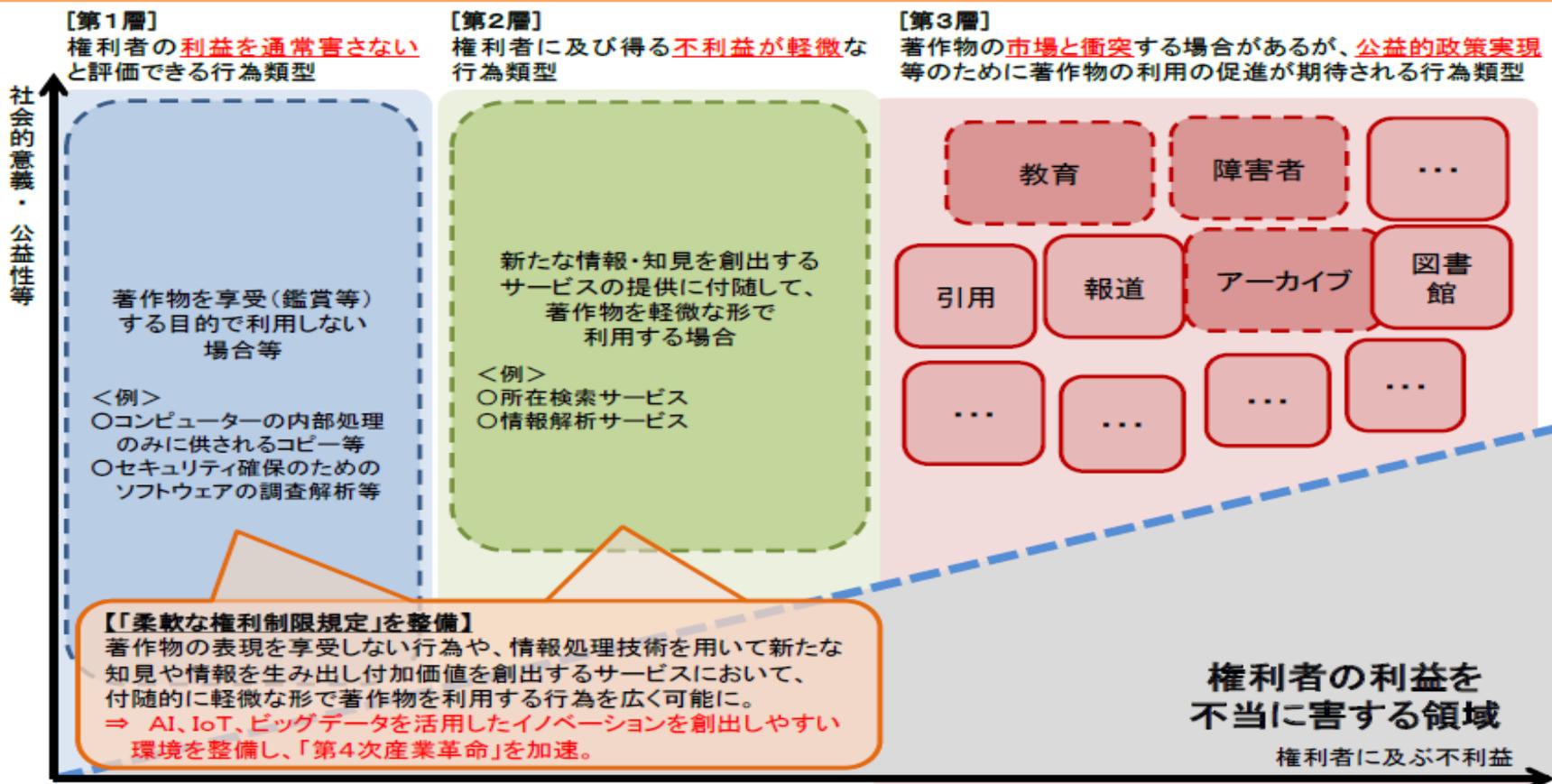
【権利者団体】

	非常に妥当だ と思う	まあ妥当だ と思う	どちらともい えない	あまり妥当だ と思わない	全く妥当だ と思わない
①	8.3	33.3	16.7	41.7	
②	16.7	25.0		41.7	16.7
③		41.7	16.7	41.7	
④		41.7		58.3	
⑤	16.7	33.3	16.7		33.3
⑥		50.0	16.7	33.3	

1 著作権法改正 (2) - 1

権利制限規定に関する3つの「層」と「柔軟な権利制限規定」がカバーする範囲について

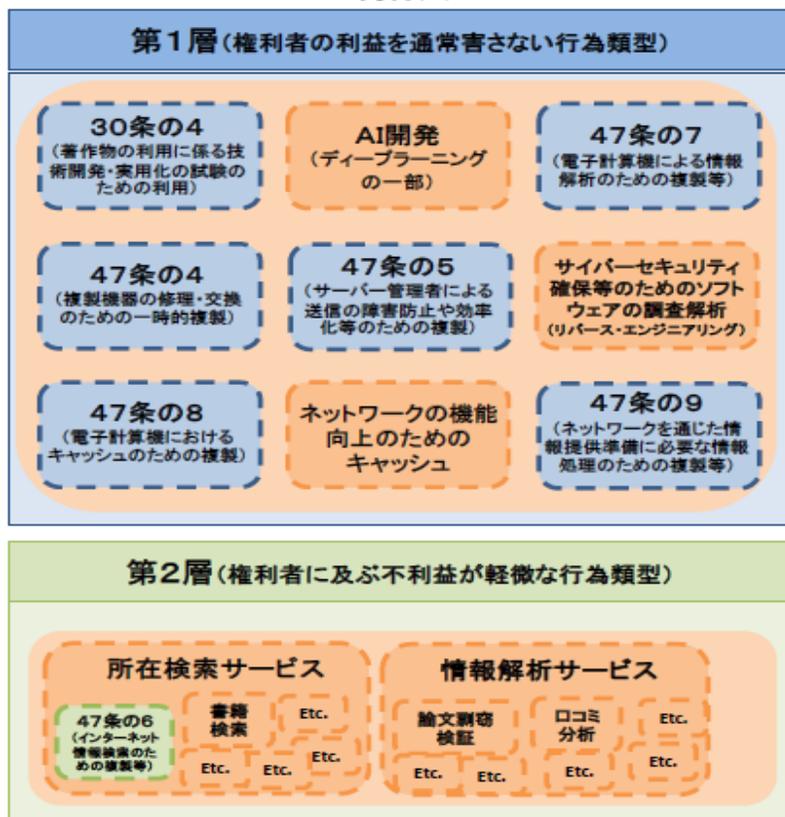
- 「文化審議会著作権分科会報告書」(平成29年4月)を踏まえ、権利者に及び得る不利益の度合いに応じて分類した3つの「層」のうち、権利者に及ぼす不利益が少ない「第1層」、「第2層」について、「柔軟性のある権利制限規定」を整備する。
- 「第3層」は、「私益(権利者の利益)」と「公益」との調整に関する政策判断を要するため、一義的には、利用の目的ごとに民主的正当性を有する立法府において制度の検討を行うことが適当。



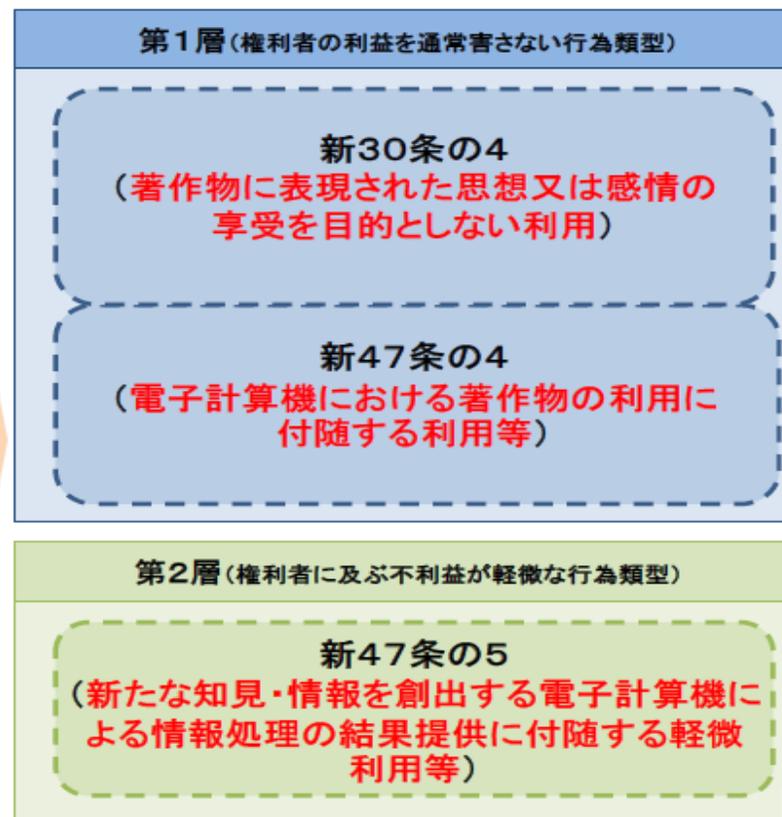
「柔軟な権利制限規定」の整備のイメージ(概要)

- 現行法でも、第1層、第2層のコンセプトが妥当する権利制限規定が複数整備されている。
- 今回、現在把握されていないニーズや将来の新たなニーズに対応できるよう、**現行規定を包含するより包括的な3つの「柔軟な権利制限規定」を新設**する。改正に伴い、現行規定は削除し、これらを包含する新しい規定に統合する。

<現行法>



<新たに整備する「柔軟な権利制限規定」>



「著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用」に関する権利制限規定(新30条の4)(第1層)

- 現行規定**では利用目的や利用の態様に関し「**個別具体的な要件**」があり、現在又は将来のニーズへの対応に課題。
- 第1層**は、権利者の利益を通常害さない行為類型であることから、「**柔軟性の高い規定**」を整備。
- 具体的には、権利制限を正当化する根拠に着目した「**より抽象的な要件**」を規定し、その要件を満たす行為は**包括的に権利制限の対象とする**。その際、予測可能性の観点から現行規定を当該行為の例示として整理・統合。

<現行法>

第1層(権利者の利益を通常害さない行為類型)

- 著作物の利用に係る技術開発・実用化の試験のための利用(30条の4)
 - ➡ 目的が「技術開発」等に限定されているため「基礎研究」等が対象外となる可能性
- 電子計算機による情報解析のための複製等(47条の7)
 - ➡ 情報解析の方法が「統計的」な解析に限定されているため、AI開発のためのディープラーニングで採用されている「代数的」「幾何学的」な解析が対象外となる可能性
 - ➡ 利用方法が「複製・翻案」に限定されているためAI開発用データセットを複数の事業者で共有する行為(「公衆送信」等)が対象外となる可能性
- サイバーセキュリティ確保等のためのソフトウェアの調査解析(リバース・エンジニアリング)
- その他の新たなニーズに関わる利用【規定なし】
 - ➡ 同様のコンセプト(著作物の享受を目的としない行為)が妥当する新たなニーズが将来生じたとしても、現行規定の対象外の行為に対応するにはその都度法改正が必要。

<新たに整備する「柔軟性のある権利制限規定」>

第1層(権利者の利益を通常害さない行為類型)

- 著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用(新30条の4)
 - 【条文の骨子】
 - 包括的に規定
 - 著作物は、次に掲げる場合その他の当該著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない場合には、その必要と認められる限度において、**いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。**
 - 利用方法は限定せず
 - ただし、**著作権者の利益を不当に害する場合はこの限りでない。**
 - ① 著作物利用に係る技術開発・実用化の試験
 - ② 情報解析
 - ③ ①②のほか、人の知覚による認識を伴わない利用
- どのような行為が上記に該当するかをわかりやすく示す観点(予測可能性の確保)から、現行の関連規定にかかわる行為を本条の対象行為として例示

「電子計算機における著作物利用に付随する利用等」に関する権利制限規定(新47条の4)(第1層)

- 現行規定では利用目的や利用の態様に関し「個別具体的な要件」があり、現在又は将来のニーズへの対応に課題。
- 第1層は、権利者の利益を通常害さない行為類型であることから、「柔軟性の高い規定」を整備。
- 具体的には、権利制限を正当化する根拠に着目した「より抽象的な要件」を規定し、その要件を満たす行為は包括的に権利制限の対象とする。その際、予測可能性の観点から現行規定を当該行為の例示として整理・統合。

<現行法>

第1層(権利者の利益を通常害さない行為類型)

- 電子計算機におけるキャッシュのための複製(47条の8)
- サーバー管理者による送信障害防止等のための複製(47条の5)
 - ➡ 目的が「送信障害防止」等に限定されており、送信が円滑又は効率的に行うためのキャッシュには様々なものがある中で、この限定に該当しないものは対象外となる可能性
- ネットワークでの情報提供準備に必要な情報処理のための複製等(47条の9)
 - ➡ 「複製」に限定されているため分散処理(グリッドコンピューティング)等「公衆送信」を伴うものが対象外となる可能性
- 複製機器の保守・修理のための一時的複製(47条の4第1項)
- 複製機器の交換のための一時的複製(47条の4第2項)
 - ➡ 「同機種」への交換に限定されているため「類似機種」への交換は対象外となる可能性
- サーバーの滅失等に供えたバックアップのための複製(47条の5)
- その他の新たなニーズに関わる利用【規定なし】
 - ➡ 同様のコンセプト(電子計算機における著作物の利用に付随する利用等)が妥当する新たなニーズが将来生じたとしても、現行規定の対象外の行為に対応するにはその都度法改正が必要。

<新たに整備する「柔軟性のある権利制限規定」>

第1層(権利者の利益を通常害さない行為類型)

- 電子計算機における著作物の利用に付随する利用等(新47条の4)

【条文の骨子】

＜I. キャッシュ等関係＞ 包括的に規定

著作物は、次に掲げる場合その他これらと同様に当該著作物の電子計算機における利用を円滑又は効率的に行うために当該利用に付随する利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。 利用方法は限定せず

ただし、著作権者の利益を不当に害する場合はこの限りでない。

- ① 電子計算機におけるキャッシュのための複製
- ② サーバー管理者による送信障害防止等のための複製
- ③ ネットワークでの情報提供準備に必要な情報処理のための複製等

＜II. バックアップ等関係＞ 予測可能性確保の観点から、現行の関連規定にかかわる行為を本条の対象行為として例示

著作物は、次に掲げる場合その他これらと同様に当該著作物の電子計算機における利用を行うことができる状態の維持・回復を目的とする場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。

ただし、著作権者の利益を不当に害する場合はこの限りでない。

- ① 複製機器の保守・修理のための一時的複製
- ② 複製機器の交換のための一時的複製
- ③ サーバーの滅失等に備えたバックアップのための複製

「新たな知見・情報を創出する電子計算機による情報処理の結果の提供に付随する軽微利用等」に関する権利制限規定(新47条の5)(第2層)

- 現行規定では利用目的や利用の態様に関し「個別具体的な要件」があり、現在又は将来のニーズへの対応に課題。
- 第2層は、権利者に及ぶ不利益が軽微な行為類型であることから、社会的意義の認められる利用目的で大きくりに範囲を画定するとともに、権利者の正当な利益保護のための一定の配慮を行いつつ、相当程度柔軟性のある規定を整備。現行規定も整理・統合。

<現行法>

第2層(権利者に及ぶ不利益が軽微な行為類型)

- インターネット情報検索のための複製等(47条の6)

➡ 対象となるサービスがインターネット情報検索に限定されているため、アナログ情報も含めた検索サービスや情報解析サービス(「書籍等の検索サービス」「論文剽窃検証サービス」等)の他のサービスは対象外。

- その他の新たなニーズに関わる利用【規定なし】

➡ 同様のコンセプト(社会的意義の認められる電子計算機により新たな知見・情報を創出するサービスのための軽微な利用)が妥当する新たなニーズが将来生じたとしても、現行規定の対象外の行為に対応するにはその都度法改正が必要。

<新たに整備する「柔軟性のある権利制限規定」>

第2層(権利者に及ぶ不利益が軽微な行為類型)

新たな知見・情報を創出する電子計算機による情報処理の結果提供に付随する軽微利用等(新47条の5)

【条文の骨子】 社会的意義の認められる利用目的で大きくりに範囲を画定

著作物は、電子計算機を用いた情報処理により新たな知見又は情報を創出する次に掲げる行為を行う者(政令で定める基準に従う者に限る。)は、必要と認められる限度において、当該情報処理の結果の提供に付随して、いずれの方法によるかを問わず、軽微(※)な利用を行うことができる。 利用方法は限定せず 権利者の利益への一定の配慮

(※) 利用される著作物の割合、量、表示の精度等を総合考慮の上で判断。

ただし、著作権者の利益を不当に害する場合はこの限りでない。

- ① 所在検索サービス(=求める情報を特定するための情報や、その所在に関する情報を検索する行為)
- ② 情報解析サービス(=大量の情報を構成する要素を抽出し解析する行為)
- ③ ①②のほか、電子計算機による情報処理により新たな知見・情報を創出する行為であって国民生活の利便性向上に寄与するものとして政令で定めるもの

現在想定される利用目的を明記しつつ、将来のニーズにも対応できるようにバケット条項を整備(明確性・法的安定性の確保と対応の迅速性の観点から政令に委任)

※上記の準備のためのデータベースの作成等も権利制限の対象。

平成30年 不正競争防止法 改正

データ取引に関する規定

相手方を限定して業として提供するデータ(ID/パスワード等の電磁的方法により管理されているものに限る)の不正な取得、使用及び開示を不正競争とし、差止請求権等の民事上の措置を設ける

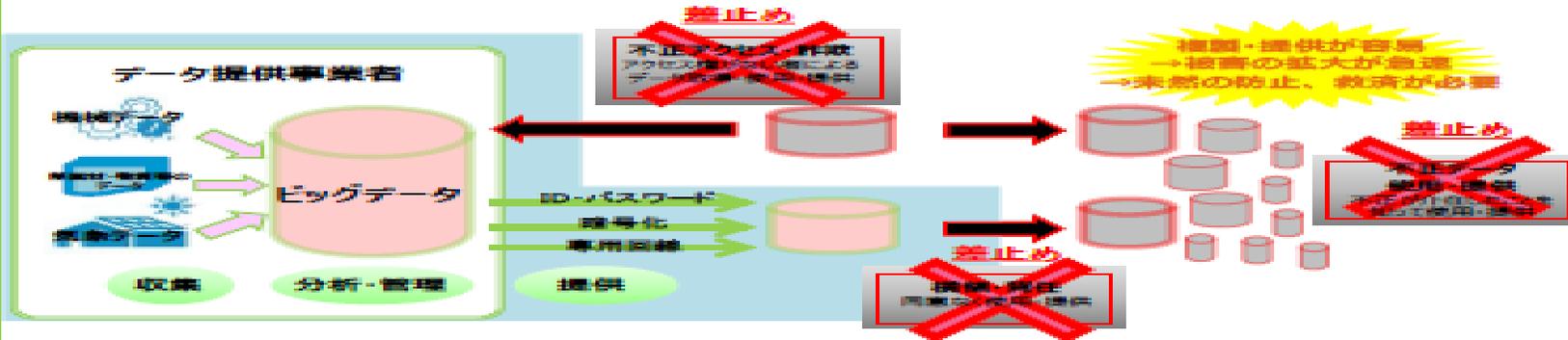
→ 営業秘密と類似の考え方

施行日

公布の日(平成30年5月30日)から起算して1年6月を超えない範囲内

(1) データの不正取得等に対する差止めの創設等

○ID・パスワード等の管理を施した上で事業として提供されるデータの不正取得・使用等を新たに不正競争行為に位置づけ、これに対する差止請求権等の民事上の救済措置を設ける。【不正競争防止法】



<対象となるデータの例>

- 自動走行車両向けに提供する三次元地図データ
- POSシステムで収集した商品毎の売上データ
- 化学物質等の素材の技術情報を要約したデータ
- 船主、オペレーター、造船所、機器メーカー等の関連企業がそれぞれ収集し、共有している船舶運行データ

データ取引に関し

cf. 2018年6月15日

「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」…… 356頁

<http://www.meti.go.jp/press/2018/06/20180615001/20180615001.html>